

有料職業紹介事業【許可申請】提出書類

■印は、職業紹介事業を行う事業所毎に作成が必要です。

《申請書類》

〈提出部数〉

☐	【様式第1号】有料職業紹介事業許可申請書〔記載例参照〕	正1、写し2
■	【様式第2号】有料職業紹介事業計画書〔記載例参照〕	正1、写し2
■	【様式第3号】届出制手数料届出書〔記載例参照〕 ※届出制手数料を選択した場合に限る	正1、写し2
■	【様式第6号】有料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書〔記載例参照〕 ※地域・職種を限定する場合に限る	正1、写し2
☐	登録免許税(9万円)の領収証書原本 ※納付先は秋田南税務署となります。	正1
☐	申請手数料(5万円＋1万8千円×(事業所－1))の収入印紙	正1

《添付書類》 ※下記書類の内容によっては、補足資料をお願いする場合があります。

☐	定款(※事業目的に「職業紹介事業」の記載が必要、現行の定款と相違ないことを証明)	正1、写し1
☐	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(※事業目的に「職業紹介事業」の記載が必要) *添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。	正1、写し1

役員関係（監査役も含め登記事項証明書に載っている者全て）

☐	住民票 ※本籍地記載あり、個人番号記載なし。	正1、写し1
☐	履歴書 〔記載例(代表者、役員用)参照〕	正1、写し1
☐	* 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。	正1、写し1

職業紹介責任者に関する書類 ※職業紹介責任者と役員と同一である場合は、住民票の写し、履歴書及び医師の診断書の提出を要しない。

■	住民票 ※本籍地記載あり、個人番号記載なし。	正1、写し1
■	履歴書 〔記載例(職業紹介責任者用)参照〕	正1、写し1
■	* 職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る	正1、写し1
■	職業紹介責任者講習受講証明書(申請受理日前5年以内の受講)	写し2

最近の事業年度における決算書類（法人）

☐	法人税確定申告書(別表1(1)及び別表4)	写し2
☐	貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書	写し2
☐	法人税の納税証明書(その2所得金額用)	正1、写し1

最近の事業年度における決算書類（個人）

☐	①最近の納税期における所得税の確定申告書の写し	写し2
☐	②納税証明書(その2最近の納税期における金額に関するもの)	正1、写し1
☐	③申告納税制度関係 青色申告の場合 貸借対照表及び損益計算書(所得税青色申告決算書(一般用及び不動産所得のある場合には不動産用))	写し2
☐	白色申告又は青色申告で簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合 様式第3号「3 資産等の状況」欄に記載された土地・建物に係る不動産の登記事項証明書 及び固定資産税評価額証明書	正1、写し1
☐	④預金残高証明書(納税期末日のもの)	正1、写し1

※個人の場合、申告内容により提出書類が異なります。事前にご相談ください。

個人情報の適正管理に関する書類

■	個人情報適正管理規程 〔モデル例参照〕	写し2
---	---------------------	-----

業務の運営に関する書類

■	業務の運営に関する規程 〔モデル例参照〕	写し2
---	----------------------	-----

事業所関係

■	事業所使用权を証明する書類(※使用目的が「事務所」であること) * 自己所有の場合…建物の登記事項証明書 ※添付を省略できる場合がありますので秋田労働局需給調整事業室に確認願います。 * 賃貸借の場合 …賃貸借契約書 * 転貸借の場合 …原契約書、転貸借契約書、所有者の承諾書	正1、写し1 写し2 写し2
■	事業所のレイアウト図(記載事項:面積、個人情報保管場所、職業紹介責任者、面談スペース等)	正1、写し1